

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（2019年度）

住 所 〒110-8614  
東京都台東区東上野3-19-6  
事業者名 東京地下鉄株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山村 明義

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
エレベーター	【2019年度整備予定】 浅草駅、稲荷町駅、日本橋駅、溜池山王駅、渋谷駅、新宿御苑前駅、淡路町駅、四ツ谷駅、広尾駅、神谷町駅、九段下駅、護国寺駅、永田町駅	・エレベーター 九段下駅→2020年度へ変更した  その他計画通り実施した
多機能トイレ	竹橋駅及び渋谷駅（2019年度全駅整備完了） 大手町駅、新宿御苑前駅、竹橋駅（追加整備）	
ホームドア整備	【千代田線】 北千住駅、町屋駅、西日暮里駅、根津駅、新御茶ノ水駅、霞ヶ関駅、国会議事堂前駅、赤坂駅、乃木坂駅、明治神宮前駅、代々木上原駅（2019年度全駅整備完了） 【東西線】 竹橋駅、日本橋駅、門前仲町駅 【半蔵門線】 押上駅、大手町駅	
段差・隙間解消	銀座線・丸ノ内線・東西線・千代田線・有楽町線・半蔵門線・副都心線の各駅	

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
「見守る目」の強化	「声かけ・サポート」運動の実施 各種啓発の実施による、お身体の不自由なお客様等を見守る風土の醸成 飯田橋駅構内における法政大学と連携した学生ボランティア（見守り、ご案内等）の実施	計画通り実施

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
情報提供	駅構内案内サインリニューアル（日比谷線、千代田線、有楽町線、副都心線） 自動旅客案内装置リニューアル（南北線）	計画通り実施

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
研修・教育関係	全駅社員を対象としたバリアフリー研修を定期的実施 視覚障害者を招いた実践的な研修を定期的実施 全駅社員のサービス介助士資格取得	計画通り実施

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

(3) その他



住所 東京都台東区東上野三丁目19番6号
事業者名 東京地下鉄株式会社
代表者名 代表取締役社長 山村 明義

II. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和2年3月31日現在)

Table with 26 columns: 共用駅, 駅名, 路線, 所在地, 一日当たり利用者数, 有無, 公移, 通, 差, プラ, エ, エ, エ, エ, エ, エ, エ, エ, エ, エ, エ, エ, エ, エ, エ, エ, エ, エ, エ. Rows include stations like 秋葉原, 小塚, 人形町, etc.

住 所 東京都台東区東上野三丁目19番6号  
事 業 者 名 東京都地下鉄株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 山村 明義

II. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和2年3月31日現在)

Table with columns for station name, line, location, and various accessibility metrics such as ramp count, platform width, and barrier installation. Includes a summary row for '合計'.

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  8. エスカレーター設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  9. その他の昇降機の設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
  11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
  17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
  18. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
  19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
  20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。